

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービス提供に関する重要事項説明書

1. 事業者概要

乙事業者名称	株式会社 アン・ウエスト	丙事業者名称	株式会社衣香堂
事業所の所在地	東京都東久留米市新川町1丁目9番24号	事業所の所在地	東京都東久留米市滝山5丁目27番15号
代表者名	大槻 健人	代表者名	大槻 健人

2. 事業の運営方針

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②市区町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3. 提供する居宅療養管理指導等サービス

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注)居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4. 職員等の体制及び営業時間

乙事業者名称 株式会社アン・ウエスト		
薬剤師	20 名	9:00～19:00
事務員	10 名	9:00～19:00

丙事業者名称 株式会社衣香堂		
薬剤師	8 名	9:00～18:00
事務員	4 名	9:00～18:00

- ①営業日:月曜日から土曜日（国民の祝祭日及び年末年始（12月31日～1月3日）を除く）
- ②営業時間:各居宅療養管理指導従事者の配属店舗に準ずる。（概ね、9：00～19：00とする）

5. 居宅療養管理指導従業者

居宅療養管理指導を行う薬剤師は、以下の通りです。

丁：居宅療養管理指導従業者 中島謙司／三春ココ／田中邦興

- ①薬剤師は常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、変更することがあります。
（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

6. 緊急時の対応等

- ①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

7. 利用料

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの利用料は、以下の通りです。

（介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。）

①居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービス提供料として

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）費

◎単一建物診療患者が1名または同居する同一世帯の患者が2名以上の場合

1回につき 518 円（1割負担の場合） 1,036 円（2割負担の場合） 1,554 円（3割負担の場合）

◎単一建物診療患者が2～9名または10名以上の場合（同居する同一世帯を除く）

1回につき 379 円または 342 円（1割負担の場合）

758 円または 684 円（2割負担の場合）

1,137 円または 1,026 円（3割負担の場合）

※単一建物内の人数や建物の規模により変わります。

※算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。

※但し、がん末期および中心静脈栄養患者の場合は、1週に2回、かつ、月に8回を限度

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき加算として100円（1割負担の場合）200円（2割負担の場合）300円（3割負担の場合）

生活保護受給者については費用はかかりません。

特定疾患で公費をお持ちの場合は、状況で異なりますので、ご相談ください。

通常の実施地域を越えて行う場合交通費（実費）を請求することがあります。

8. 相談苦情窓口

当事業所のサービス提供に当たり、相談や苦情があれば、下記までご連絡ください。

代表取締役：大槻健人 TEL： 070-2631-1817